

第4次山梨県障害者工賃向上計画

(令和4年度～令和5年度)

山梨県

目次

1	計画の基本的な事項	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の性格と役割	1
(3)	計画の対象期間	2
(4)	対象事業所	2
2	本県の現状	
(1)	対象事業所数、利用者数の状況	2
(2)	工賃の推移	2
(3)	工賃水準別の分布	4
(4)	優先調達額の推移	4
3	本県の課題	5
4	推進方策	
(1)	取組の視点	5
(2)	基本方針	5
(3)	具体的な推進方策	6
5	目標工賃の考え方	7
	山梨県の目標工賃	7
6	目標達成に向けた役割分担	
(1)	県	8
(2)	市町村	8
(3)	事業所	8
(4)	企業等	9
(5)	共同受注窓口	9

1 計画の基本的な事項

(1) 計画策定の趣旨

障害のある方が地域で自立した生活を送るために、就労支援は極めて重要であり、一般企業等への就労を希望する方には、できる限り一般企業等へ就労していただけるように、一般企業等への就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所での工賃水準が向上するよう、それぞれ支援していくことが必要です。

障害者総合支援法の規定に基づき、就労継続支援のサービスを提供する就労継続支援B型事業所では、一般企業等での就労が困難な方を利用者として受け入れて、生産活動の場を提供して、就労に必要な知識や能力等の習得を支援するとともに、生産活動の対価として工賃を支払っています。

県では、就労継続支援B型事業所を利用する障害のある方々の経済的自立を支援するため、平成19年度以降工賃向上計画を策定し、計画的に取り組みを進めて参りました。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、平成26年度以降毎年、県機関における障害者就労継続支援B型事業所からの物品等調達方針を策定し、事業所からの物品等の調達を推進してきております。

こうした取り組みにより、障害のある方の受け取る平均工賃月額の実績は、平成18年度以降増加傾向で推移し、令和元年度の月額は17,036円と、平成18年度の月額10,736円の1.6倍となりました。

しかし、令和2年度の平均工賃月額の実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少し、感染防止対策として保育所等に配付するマスクの製作を発注した「手作りマスクプロジェクト」等による支援を行ったものの、前年を160円下回る16,876円となりました。

感染症は広く本県経済に影響を及ぼし、これまでの企業等からの受注は大きく減少するなど、事業所の生産活動に大きな打撃を与えています。県では、こうした状況を踏まえ、広く産業界との連携を支援する産福連携の取り組みを開始しており、令和4年1月には、県内の事業所の状況や企業の発注ニーズを把握する実態調査を実施し、この結果を踏まえて、産福連携戦略を策定したところです。

第4次山梨県障害者工賃向上計画は、国が令和3年3月に改定した「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を踏まえ、令和5年度までを計画期間とし、これまでの農福連携に、新たに産福連携を加え、2つの取り組みを計画の柱として位置付けて、事業所、県、市町村、企業等が一体となって障害のある方の工賃向上に向けて、取り組みを加速させて参ります。

(2) 計画の性格と役割

この計画は、「やまなし障害児・障害者プラン 2021」で示す「雇用・就労・定着に向けた支援」を具体的に進めるための行動計画となるものです。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促していくものであるとともに、県・市町村等の関係行政機関や事業者団体、地域の商工・農業団体等との関係者による、官民一体となった取組の推進を目指すものです。

(3)計画の対象期間

この計画は、令和 4 年度から令和 5 年度までの 2 か年とします。

(4)計画の対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援 B 型事業所とします。

2 本県の現状

(1)対象事業所数、利用者数の状況

工賃向上の対策を本格化させた平成 18 年度と比べると、対象事業所(就労継続支援B型事業所)数は 2.3 倍、延利用者数も 2.9 倍を超えています。

	平成 18 年度	令和 2 年度
対象事業所数	47 箇所	110 箇所
延べ利用者数	8,610 人	25,319 人

(いずれも年度末の数値)

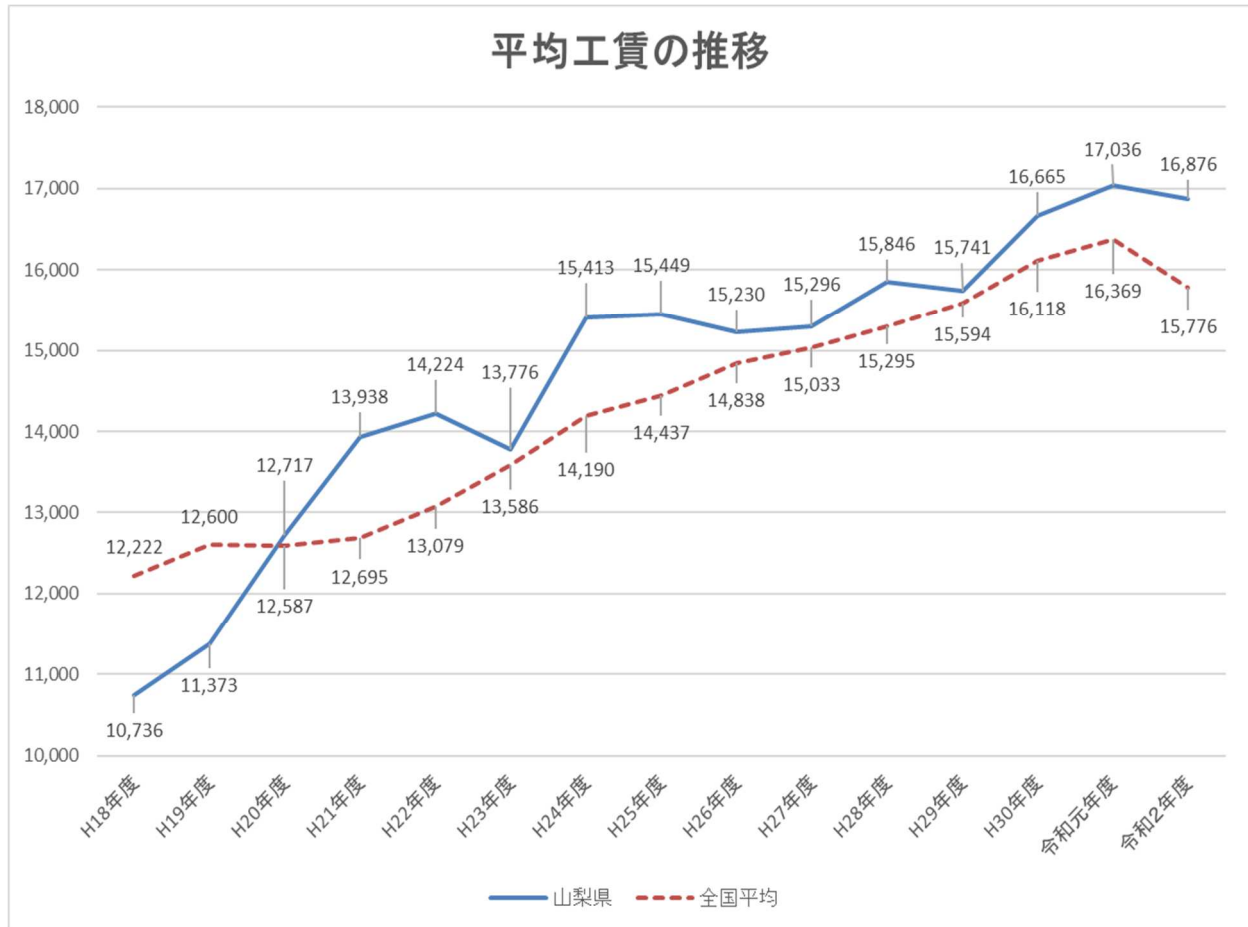
(2)工賃の推移

本県の平均工賃(月額)は、平成 18 年度は 10,736 円で、全国平均(12,222 円)を大きく下回っていましたが、平成 20 年度以降は全国平均を上回っており、令和元年度には 17,036 円、対 18 年度比で 6,300 円増と 1.6 倍になりました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、取引先企業からの受注の大幅な減少や自主事業製品の販売の機会の減少などの要因から 16,876 円と減少しました。

しかし、各事業所の取り組みにより、令和 2 年度は全国平均の 15,776 円を 1,100 円上回り、全国で 17 位となっています。

<本県の工賃状況>



就労継続支援B型事業所における平均工賃月額 (単位:円)

	H18年度	H30年度	R1年度	R2年度
山梨県	10,736	16,665	17,036	16,876
全国平均	12,222	16,118	16,369	15,776
全国との差	△1,486	+547	+667	+1,100

※最高は 徳島県 21,631 円、最低は 山形県 11,691 円

就労継続支援B型事業所における平均工賃時間額 (単位:円)

	H18年度	H30年度	R1年度	R2年度
山梨県	—	217	228	236
全国平均	—	214	223	222
全国との差	—	+3	+5	+14

※平均工賃時間額は、平成 25 年度から調査開始

(3) 工賃水準別の分布

同じ就労継続支援B型事業所であっても、平均工賃月額には大きな開きがあり、月額30,000円以上の事業所が存在する一方、10,000円に満たない事業所もあります。

平成18年度は10,000円を下回る事業所の割合が全体の約6割を占めておりましたが、令和2年度には約2割まで減少し、工賃水準別の最多分布は10,000円台へと上昇するなど、県内における工賃の底上げが着実に進んでいます。

令和2年度は、20,000円台の事業所数が大幅に減少したことから、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた工賃水準帯と考えられます。

<工賃水準別の分布>

平均工賃月額 (円)	H18年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
30,000 ~	2	4.26%	8	7.62%	8	7.27%	11	10.00%
20,000 ~ 29,999	3	6.38%	18	17.14%	23	20.91%	15	13.64%
10,000 ~ 19,999	13	27.66%	50	47.62%	51	46.36%	63	57.27%
3,000 ~ 9,999	29	61.70%	29	27.62%	28	25.45%	21	19.09%
事業所数 計	47	100.00%	105	100.00%	110	100.00%	110	100.00%

※最高額 56,913円/月、最低額 3,000円/月

(4) 優先調達額の推移

平成25年度から、県では、就労継続支援事業所等から優先的に物品や役務を調達する方針を毎年度定め、全庁を挙げて事業所からの調達の促進を進めており、調達額は年々増加傾向にあります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども用のマスクが不足していたことから、県内の事業所にマスクの製作を依頼し、県が一括して購入して、県内の幼稚園、保育園、児童養護施設へ配布する「やまなしマスクプロジェクト」の取り組みにより調達実績が大幅に増加しました。

県の調達実績

(単位:千円)

		H30年度	R1年度	R2年度
調達額		16,378	18,772	33,769
内訳	物品	11,032	11,726	29,155
	役務	5,346	7,046	4,614

市町村の調達実績

(単位:千円)

		H30年度	R1年度	R2年度
調達額		27,267	29,225	31,241
内訳	物品	14,518	15,418	15,634
	役務	12,749	13,807	15,607

3 本県の課題

このような工賃実績の分析とともに、事業所毎に作成している工賃向上計画の分析を行いました。この結果を取りまとめると、次のような課題が挙げられます。

- ・ コロナ禍にも対応した生産活動への転換が必要
- ・ 利用者の特性等に応じた生産活動を確保する必要
- ・ 専門家による助言や経営基盤の強化が必要
- ・ 顧客のニーズに合わせた商品の開発が必要
- ・ 高単価の生産活動を確保する必要

4 推進方策

こうした各事業所の課題の解決を図り、目標工賃を達成するため、取組の視点と基本方針を掲げ、それらをもとに具体的な推進方策に取り組んで参ります。

(1)取組の視点

① 目標実現に向けての姿勢

目標実現に向けて、事業所の全職員が利用者及び家族に対して経営理念や運営方針を示して共有するとともに工賃向上計画を作成し、事業所の職員、利用者、家族等が一丸となって工賃向上に取り組む必要があります。

② 利用者の特性に応じた支援

個々の利用者がある特性に応じた作業を行い、作業が効率的に進むための作業マニュアル等を整備し、全ての利用者が作業に参画し、工賃向上の担い手となるように配慮する必要があります。

③ コロナ禍にも対応した生産活動への転換

新型コロナウイルス感染症対策が長引く中、企業からの受注減少や対面販売の機会減少など企業活動や社会環境が変化しており、事業所においても生産活動の転換等を検討し、利用者の働く場の確保に努めていく必要があります。

(2)基本方針

① 新たな業種の開拓

事業を展開するに当たっては、福祉分野に留まらず、地域の農業者や企業関係者、学校等との交流する機会を拡大し、新規分野に積極的に参入していきます。

② 共同受注窓口を核とした連携の強化

これまで共同受注窓口を設置し、事業所と企業等との連携強化や事業開拓支援等に取り組んできましたが、今後はこれらに加えて、事業所間の情報共有や連携の強化を促進します。

③ 行政からの受注機会拡大に向けたニーズの掘り起こし

「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行され、各自治体は積極的に障害者就労施設等からの物品調達に取り組んでいるところです。事業所はこの機会を逃すことなく、受注機会の拡大に向け、ニーズの掘り起こしを行うなど、積極的に行政と協働する取り組みを推進します。

④ 地域課題をニーズとして取り込んだ事業所運営

地域住民、企業、行政など様々な主体と協力・連携しながら、よりよい地域社会に向けて地域で求められる事業所としてソーシャルビジネスを展開するよう、働きかけて参ります。

⑤ 事業所の規模や特性に応じた積極的な受注の確保

施設の規模が比較的大きく、利用者が多い事業所にあっても必ずしもスケールメリットを生かした仕事の受注ができていないことや利用者の特性を踏まえた仕事の受注ができていないなどの事例も見受けられることから、自らの事業所の強みを再確認したうえで、積極的な受注の確保が図れるよう、事業所に働きかけて参ります。

(3) 具体的な推進方策

各事業所の工賃向上計画に基づいた主体的な取組を推進するため、県として次のような支援を行います。

① 産福連携の推進

近年、「誰一人取り残さない」をスローガンに掲げるSDGsの理念が浸透し、自社製品の生産工程において就労継続支援事業所と連携しようとする企業ニーズが芽生えており、産業分野と障害福祉分野との新たな連携(産福連携)が生まれています。

産福連携は、自社製品の付加価値を高めようとする企業と仕事を求める障害者側を繋ぐことで、双方にメリットがある取組であることから、コーディネーターを配置して、企業と障害者就労施設のマッチングを進めて参ります。

また、コロナ禍においても工賃向上が図れるよう、工賃向上のためのアドバイザーを派遣するほか、新たな生産活動への転換や販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援して参ります。

さらに、就労継続支援事業所ができる仕事を紹介し、企業とのマッチングを図るウェブサイト「障害者のできる仕事～つながるナビ～」の積極的な活用を促進して参ります。

② 農福連携の推進

農業は本県の基幹産業の一つですが、働き手の不足などの課題を抱えています。工賃向上を図るには、既存の内職的な請け仕事だけではなく、農作業の働き手となるなど、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を目指す必要があります。

農福連携は、働き手を求める農家と仕事を求める障害者側を繋ぐことで、双方にメリットがある取組であることから、平成 30 年 4 月に開設した「山梨県農福連携推進センター」を中心に、農家と障害者就労施設のマッチングや農福連携から生まれる農産物や加工品などの農福連

携商品のブランド化と販路拡大など、全面的に支援を行って参ります。

③ 障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

障害者優先調達推進法に基づき、県においては毎年度の調達方針を策定し、出先機関を含めた全庁的な取組を推進し、調達実績額の増額に努めます。

なお、本県の特徴として、取引額に対して工賃支払いへの寄与度が高い、役務の提供について、受注割合が低い状況にあります。市町村等の事例には、庁舎管理にかかる業務を事業所が受託し、比較的高い取引額を確保している事例もあることから、こうした取組を促して参ります。

また、障害者優先調達の取組を推進し、これを呼び水として民間企業に対しても協力を求めていくなど、障害者就労施設等への優先的な発注促進を図ります。

また、上記①～③の取組を推進するため、共同受注窓口を活用した受注機会の確保に対する支援を進めて参ります。

5 目標工賃の考え方

基本指針において、目標工賃は各都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとされています。

○本計画における目標の考え方

従来の取組を継続しつつ、新たに取組む産福連携を軸に、産業界との連携を緊密にして、新分野への進出や高単価業務受注への転換などの推進方を講じることにより、事業所全体の工賃向上を図り、令和2年度の各工賃水準帯の3割の事業所が、令和5年度において、1つ上の工賃水準帯にランクアップすることを目指します。

平均工賃月額 (円)	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
30,000 ～	11	10.00%	12	10.91%	14	12.73%	16	14.55%
20,000 ～ 29,999	15	13.64%	20	18.18%	24	21.82%	29	26.36%
10,000 ～ 19,999	63	57.27%	59	53.64%	55	50.00%	51	46.36%
3,000 ～ 9,999	21	19.09%	19	17.27%	17	15.45%	14	12.73%
事業所数 計	110	100.00%	110	100.00%	110	100.00%	110	100.00%
	目標工賃		17,000円		20,000円		23,000円	

山梨県の令和5年度における目標工賃を 23,000円/月とする。

なお、本計画の目標工賃は、県全体の目安として設定したものであり、各事業所においては、それぞれの実情に応じて目標工賃を設定して取組む必要があります。

その際、目標工賃は月額により算出する方法を原則としますが、事業所及び利用者により、1日の利用時間、1ヶ月の利用時間、1ヶ月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により

算出する方法を事業所が選択することも可能とします。

なお、令和3年度の報酬改定により、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することができます。

前者の報酬体系は、高工賃を実現している事業所を更に評価し、8段階の区分に見直されました。新設された後者の報酬体系は、基本報酬が工賃実績によらず一律であり、地域との協働した取組及びピアサポートによる支援に対する加算が創設されました。

6 目標達成に向けた役割分担

本計画で掲げる目標を達成するために、県及び市町村、事業所、企業等が一体となり、目標工賃達成を目指します。

(1) 県

本計画の実施主体として、本計画に記載した推進方策の展開や計画の進捗管理、各事業所における工賃向上計画の作成・推進について積極的に支援を行うとともに、毎年の工賃実績を集計・公表することにより、計画の達成状況の評価を行います。

このほか、次の事項について具体的な取り組みを進めて参ります。

- ・ 産福連携、農福連携に向けた取り組みを推進するため、コーディネーターを配置して、企業や農家と事業所とのマッチングを図り、工賃向上に繋げていきます。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、率先して取引推進と発注機会の拡大を図って参ります。
- ・ 研修会の開催等を通じて、事業所職員の人材育成を図って参ります。
- ・ 共同受注窓口を活用した受注機会を確保するため、事業者間の連携強化を図って参ります。

(2) 市町村

工賃向上に当たっては、地域で障害者を支援する仕組みを構築することが重要であることから、市町村はまず、障害者優先調達推進法に基づく取引推進と発注を一層拡大するとともに、事業所に対する支援内容の検討を行い、積極的に支援することが必要となります。

このほか、次の事項について、具体的な取り組みを求めて参ります。

- ・ 庁舎等を活用した商品販売スペースの提供
- ・ 主催イベントでの障害者就労施設等の出店、販売会の開催
- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事の掲載
- ・ 地域自立支援協議会等の活用により多分野との連携による就労機会創出の支援

(3) 事業所

各事業所は、自ら工賃向上計画を作成し、職員及び利用者とともに工賃の向上に主体的に取り組むことを必須とします。

なお、取組に当たっては、次のことに留意することとします。

- ・ 経営者と全職員、利用者及び利用者の家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと。
- ・ それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、毎年度当初に前年度の実績額や取組内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- ・ 県や市町村、発注元企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること。
- ・ 福祉業界に留まらず多業種とのネットワークの構築に努めること。

(4)企業等

国の指針においても、「工賃向上に当たっては、産業界等の協力を求めながら官民一体となった取組を推進すること。」とされており、企業等においては、障害のある方の理解を深め、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取組が求められます。

(5)共同受注窓口

事業所からのアンケートから、仕事をしたいが利用者のレベルに応じた作業を受託できない等の回答が寄せられていることを踏まえ、共同受注窓口は、発注元企業と事業所を繋ぎ、個々の事業所だけでは解決できないミスマッチの課題を解決し、受注額の増加が図れるよう、これまで以上に積極的な取組が求められます。

『障害者のできる仕事 ~つながるナビ~』 ウェブサイトもご活用下さい！

就労継続支援事業所のできる仕事を、企業や市町村等の皆様にもっと知ってもらえるよう、ウェブサイトも開設しました。本パンフレットに掲載されている内容のほか、具体的な物品・役務の情報やイベント情報などを閲覧することができます。

また、ウェブサイトでは、会員登録(無料)をしていただくことで、就労継続支援事業所に依頼したい仕事を掲載することができますようになりますので、ぜひご登録をお願いします。

『障害者のできる仕事 ~つながるナビ~』のイメージ



このサイトでできること

- ① 障害者就労施設が提供できる商品・サービスが検索できますので、依頼したい仕事の受注可能な事業所を探することができます。
- ② 会員登録(無料)をしていただくことで、障害者就労施設に依頼したい仕事を掲載することもできます。これにより、事業所とのマッチングができるほか、掲載のない内容でも、ニーズに応じた対応ができる事業所を見つけることができます。

<https://tunagaru.pref.yamanashi.jp>

